

豊中市病児保育事業実施事業者公募仕様書

1 事業の目的

この事業は、保護者が就労している場合等において、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・診療所、保育所等で一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することが目的である。

この目的に照らし、今回の公募では、全国の病児保育施設で見ると新型コロナウイルス感染症の確定診断ができていない児童において、感染のリスクがほとんどないと医師が判断する場合は、抗原検査等を実施せずに受入可能とする施設があること等に鑑み、新型コロナウイルス感染症を含めた感染症に対する受入体制を備えた施設であることを求める。

2 応募者の条件等

以下のア～オまでを満たすこと。なお、アについて病後児対応型のみの応募は不可とする。

ア 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業および病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号参照）のうち、病児対応型、病後児対応型に該当する事業を実施することができること。

イ 事業を継続して実施できること。

ウ 法人の場合、法人税、法人事業税、法人都道府県民税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。または、個人事業者の場合、市民税、国民健康保険料並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。

エ 経営状況（財務状況）及び経営組織等企業の経営全般において健全な法人または病院・診療所、保育所等であること。

オ 次の1から4までのいずれにも該当しないこと。

1 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しないもの。

2 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされているもの（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。

3 民事再生法による再生手続開始の申立てをしたもの。

4 本人または団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者または暴力団員の利益となる活動を行うもの。

3 実施地域

豊中市南部地域（阪急庄内駅からおおむね3km以内）に1施設

4 事業内容

下記の「6 対象児童」に対して、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースまた

は本事業のための専用施設で一時的に保育を行う事業。

5 実施要件

(1) 実施施設の定員は、4人以上とすること。

(2) 人員配置

病児保育事業を実施する人員体制は下記のとおり。なお、利用人数によらず、開所時間内においては、複数配置を必要とする。

ア 利用定員10人に対し看護師1人以上

イ 利用定員3人に対し保育士1人以上

(3) 実施施設

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは本事業のための専用施設であって、次のア～クの基準を満たすもの。

ア 建物

- ・実施事業予定者が所有または、賃貸借する物件であること。
- ・賃貸借する物件の場合は、病児保育事業について物件所有者の承諾を得ること。
- ・建物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）や消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令や通知等に適合したものであること。
- ・既存物件を活用する場合は、次の①②③を満たすこと
 - ① 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されていること
 - ② 建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。それ以前に建築された建物にあっては建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であること。
 - ③ 自法人が運営する認可保育所等内に設置する場合は、法人の責任において、設置による影響（建築基準法や国庫補助金の返納）等を調査し、対応策を検討すること。
- ・保育室は、原則として1階とすること。これによりがたい場合、次に定める基準を満たすこと。

保育室がある階		2階	3階	4階以上
i 建物構造		耐火建築物 準耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物
ii 階段など (それぞれ1つ以上 設置)	常用	屋内階段 屋外階段	屋内階段(避難)※1 屋外階段	屋内階段(避難)※1 屋外階段(避難)※2
	避難用		屋外階段 屋内階段(避難)※1 耐火構造の傾斜路	屋外階段(避難)※2 屋内階段(避難)※1 耐火構造の傾斜路
備考		i・iiの条件を 満たす必要があ る	i・iiの条件を満たし、保育を行う部屋においては、カーテン、じゅうたんについて防災加工されているものを使用すること。	

※1 建築基準法施行令第123条第1項で規定する構造の屋内避難階段または第3項に規定する屋内特別避難階段

※2 建築基準法施行令第123条第2項で規定する屋外階段

イ 保育室及び児童の静養または隔離の機能を持つ観察室または安静室を有すること。

ウ イの保育室の面積は、原則として利用定員1人当たりの面積が1.98平方メートル

以上とし、1室8平方メートルを下回らないこと。

エ イの児童の静養または隔離の機能を持つ観察室または安静室を複数室有することとし、原則として利用定員1人当たりの面積が1.65平方メートル以上とすること。

オ 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこととする。

カ 調乳室を有すること。ただし、専用の調乳室を設置することができない場合であって、オに規定する調理室を区画した上で、当該区画した部分を調乳室として使用できるときは、この限りでない。

キ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

ク その他、事業に必要な設備または備品を備え付けていること。

(4) 保育及び給食

児童の体調に合わせた保育内容とすること。また、児童が病気の回復期に至らない場合または病気回復期であることを考慮して、十分な水分補給と必要な栄養補給のために、適切な食事の提供に努めること。特に配慮を要する児童（アレルギー児等）の食事についても適切に対応すること。

(5) その他

事業の実施にあたっては、豊中市病児保育事業の実施および補助金交付要綱（以下、補助要綱とする。）によること。なお、補助要綱については、事業開始前後を問わず変更される場合がある。

6 対象児童

病気の回復期に至らない場合または病気回復期にあつて集団保育が困難であり、かつ、保護者が就労、疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等の社会的理由により家庭での保育が困難な児童で、市内に居住し、かつ、満年齢1歳以上から小学校4年生までの児童とする。

7 利用時間等

(1) 病児保育の実施日は、次に掲げる日以外の日とする。

ア 土曜日・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 病児保育の利用時間は、午前8時から午後6時までとする。

※上記期間を基本とするが、実施日及び開設時間などを延長する提案も可能

(3) 利用料

2,000円／1日（ひとり親世帯・在宅障害者世帯、非課税世帯への減免制度あり）

食費・おやつ代等が別途必要な場合は実費にて徴収可能

8 事業開始時期

令和7年度中に事業を開始すること。

9 補助金

- (1) 補助要綱第9条に規定する基本分等のほか、普及定着促進費（開設準備経費）（主として事業の専用に使用する施設または設備の改修に係る経費が対象）として上限400万円（例、改修に要する経費が1200万円の場合、補助の上限額400万円が支給される計算になる。）

(2) ICT化推進事業費補助金

病児・病後児保育室における空き状況の確認、予約手続等の事業をICT化するための事業システムの導入に係る経費に対する補助として上限100万円

（例、予約・キャンセル等の管理のためのICT化を行うためのシステム導入に要する経費が200万円の場合、補助の上限額100万円が支給される計算になる。）